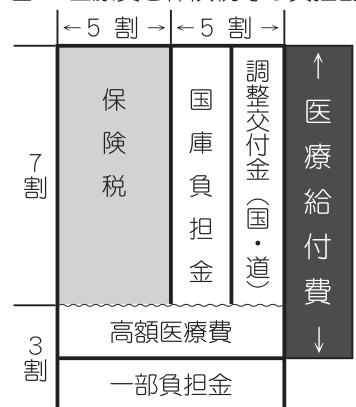


図 1 医療費と保険税等の負担割合



国保は、加入者（以下「被保険者」）が納める保険税と国や道からの交付金で運営されており、医療費の増加に伴う一定額が交付金で補てんされますが、保険税はその都度増額できず、不足した場合は、被保険者の医療費負担が大きくなります。（図1）

心して医療を受けることがで
きるよう、加入者が保険税を
納め医療費の負担を支え合う
「助け合い」の制度です。す
べての人が何らかの医療保険
に加入することとなつている
わが国の「国民皆保険制度」
の中核として制度化されてい
るもので、会社等の健康保険
に加入していない方が、お住
まいの市町村で加入します。

見直される

安平町国式健康保険事業の現状

安平町国民健康保険の現状

の繰入金により、国保に加入していない町民からも負担をいただいていることが続いています（図2）。

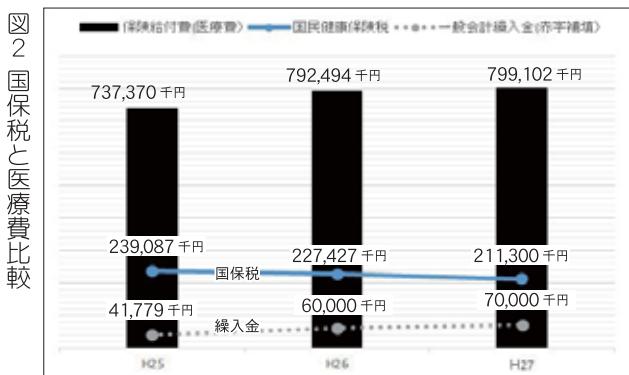


図2 国保税と医療費比較

しかし、現在生じている
5千万円から7千万円の赤字
幅は、制度改革の広域化で解
消されることはないとため、保
険税率の見直しが必要となり
ます。

医療費を抑えると

保険税はどうなる？

対策として、特定健診の受診率アップを目指しています。

糖尿病・脳卒中・心臓病など

「生活習慣病」の発症には、日々の生活習慣が深く影響していると言われています。病気の原因を早期発見し、早

期治療につながるための事業に取り組んでいますが、「健

適正な保険税とは

「医療費の増額分＝保険料の値上げ幅」とはなりませ
が、安平町の医療費と保険料の水準を比較すると「税率が
低く設定されている」ことがわかります。しかし、税率が
低いことを理解できても、現在の保険税率が軽いと思つて
いる方は少ないのではないでしょか。

る形で支出してきました。膨らみ続ける医療費をいつまでも町が負担し続けることは、独立採算であるべき会計が適正な運用を続けることができないことを示します。

そのため、被保険者の皆さんに最低限必要な保険税の負担をお願いしていくことが適正な運用となります。

町では、生活習慣の見直しを図る取り組みや健康な体づくりを目指した教室の開催などを継続して実施していくことで、大病予防、医療費の削減を目指しています。

医療費は増額してもかかつた分を支払わなければなりませんが、保険税については医療費の急激な上昇分をその都

（問合せ） 健康福祉課国保・
介護グループ☎(25)45555

12月の定例議会において、国保税率の見直しを審議することとなっています。見直しの経過については、今後も広報紙でお知らせしていきます。

討しています。

討しています。

平成30年の広域化後の標準保険料の算定方法には、上がいる要素はありますが、北海道が示している内容であれば大きな変動とならない試算をしています。

医療費は増額してもかかった分を支払わなければなりませんが、保険税については医療費の急激な上昇分をその都度上げることはできないことから、町が毎年肩代わりをする形で支出してきました。膨らみ続ける医療費をいつまでも町が負担し続けることは、独立採算であるべき会計が適正な運用を続けることができないことを示します。

そのため、被保険者の皆さんに最低限必要な保険税の負担をお願いしていくことが適切な運用となります。

見直しの経過については、国保税率の見直しを審議することとなっています。

今後も広報紙でお知らせしています。